

# 一農林水産省一

## 公用車による高速自動車国道等の利用について、利用実態等を踏まえて、大口・多頻度割引制度等を利用することにより、高速道路利用料の支払額の節減を図るよう改善させたもの

大口・多頻度割引制度を利用することにより節減できた支払額(1)(支出)	4 7 3 万円
ETCマイレージサービスを利用することにより節減できた支払額(2)(支出)	2 5 4 万円
(1)及び(2)の計(支出)	7 2 8 万円

### 1 高速道路利用料の割引制度の概要等

農林水産省は、農林水産本省、植物防疫所、動物検疫所、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、漁業調整事務所等(これらを「各機関」)を設置しているが、各機関では、所轄区域が県境を越えるなど広範囲<sup>(注1)</sup>であり、職員等が公用車を使用して業務連絡、調査等により用務先に赴く際に、高速自動車国道等を利用するなどしている。そして、同省の各機関は、ETCカードを取得し、ETC車載器が取り付けられている公用車により高速自動車国道等を利用しており、毎月、高速自動車国道等の利用料金(以下「高速道路利用料」)を支払っている。

高速自動車国道等の利用に当たっては、各種の割引制度があるが、そのうち広く適用できる主な割引制度としては、高速自動車国道等の大口・多頻度利用者を対象とした割引制度(取扱手数料617円(年額。令和元年10月1日以降は629円)。以下「大口・多頻度割引制度」)及びマイレージ登録(登録料無料)をすると、1か月の高速道路利用料に応じたポイントが加算され、貯まったポイントを還元額に交換できるサービス(以下「ETCマイレージサービス」)がある(割引率等については表1、表2参照)。

表1 大口・多頻度割引制度(車両単位割引)の割引率(東日本、中日本、西日本、首都、阪神各高速道路株式会社の例)

車両1台ごとの1か月の高速道路利用料	割引率	
	東日本、中日本、西日本各高速道路株式会社	首都、阪神両高速道路株式会社
5,000円を超え10,000円までの部分	10% (20%)	10%
10,000円を超え30,000円までの部分	20% (30%)	15%
30,000円を超える部分	30% (40%)	20%

(注) ( )内は、ETC2.0を使用する事業用車両に限り適用される割引率である。

表2 ETCマイレージサービスのポイントの付き方及び交換単位等(東日本、中日本、西日本各高速道路株式会社の例)

ポイントの付き方	ポイントの交換単位	還元率
高速道路利用料10円につき1ポイント	1,000ポイントにつき 500円分	4.76%
	3,000ポイントにつき2,500円分	7.69%
	5,000ポイントにつき5,000円分	9.09%

また、大口・多頻度割引制度とETCマイレージサービスは重複して受けることはできないこととなっている。

(注1) 高速自動車国道等 高速自動車国道、一般有料道路、本州四国連絡、首都、阪神各高速道路及び公社道路

### 2 検査の結果

平成30、令和元両年度末において、同省全113機関が所有する公用車延べ9,713台のうち、ETC車載器が装着されている公用車延べ5,743台に係る高速道路利用料平成30年度2億3010万円、令和元年度2億1747万円、計4億4758万円について、広く適用できる大口・多頻度割引制度及びETCマイレージサービスの利用状況について確認したところ、次のように、大口・多頻度割引制度等を利用していなかった。

#### (1) 大口・多頻度割引制度を利用していなかった事態

上記延べ5,743台のうち、平成30年度の高速道路利用料がETCマイレージサービスを利用するより経済的となると思料される年額165,600円以上となっているなどの公用車について、大口・多

頻度割引制度の利用状況についてみたところ、農林水産本省等<sup>(注3)</sup>12機関が保有する延べ232台は大口・多頻度割引制度を利用していなかった。

(注2) 年額165,600円以上となっているなどの公用車 ETCマイレージサービスを実施していない首都及び阪神両高速道路株式会社の高速度道路交通網内に所在する東京都、神奈川県、大阪府及び兵庫県内の事務所等が保有する公用車については、その高速道路利用料が、取扱手数料617円を支払っても、経済的となる計67,200円(月額平均5,600円に対する月割引額は60円であり、年割引額は720円となる。)を超える公用車

(注3) 農林水産本省等12機関 農林水産本省、横浜、名古屋、神戸各植物防疫所、関東農政局、北海道農政事務所、北海道、東北、関東、近畿中国、四国各森林管理局、瀬戸内海漁業調整事務所

## (2) ETCマイレージサービスを利用していなかった事態

前記延べ5,743台のうち、大口・多頻度割引制度の適用を受けておらず、30年度の高速道路利用料が年額165,600円未満となっているなどの公用車<sup>(注4)</sup>について、ETCマイレージサービスの利用状況<sup>(注5)</sup>についてみたところ、名古屋植物防疫所等10機関が保有する延べ474台は、30、令和元両年度の高速道路利用料の合計が自動還元サービスによる高速道路利用料の還元が生ずる55,000円を超えているのに、上記の10機関はETCマイレージサービスを利用していなかった<sup>(注6)</sup>。

このように、多額の高速道路利用料を支払っている農林水産本省等16機関<sup>(注6)</sup>の公用車について、利用実態を踏まえて、大口・多頻度割引制度等の割引制度を利用しておらず、高速道路利用料の節減が図られていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

大口・多頻度割引制度を利用していなかった農林水産本省等12機関が保有する公用車延べ232台の平成30、令和元両年度に支払った高速道路利用料計5193万円について、平成30年度に大口・多頻度割引制度を利用し、令和元年度も引き続き大口・多頻度割引制度を利用したとして、高速道路利用料を前記表1の割引率を乗ずるなどして試算したところ、高速道路利用料は計4705万円となり、取扱手数料計14万円を考慮したとしても、計473万円節減できたと認められた。また、ETCマイレージサービスを利用していなかった名古屋植物防疫所等10機関が保有する公用車延べ474台の平成30、令和元両年度に支払った高速道路利用料計2804万円について、ETCマイレージポイント<sup>(注7)</sup>を算出し、それを還元したとして、高速道路利用料を前記表2の還元率を用いるなどして試算したところ、高速道路利用料は計2549万円となり、計254万円節減できたと認められた。

したがって、公用車による高速自動車国道等の利用に当たり、利用実態等を踏まえた大口・多頻度割引制度等を利用することとすれば、平成30、令和元両年度の公用車による高速道路利用料の支払額を合計728万円節減できたと認められた。

(注4) 名古屋植物防疫所等10機関 名古屋、神戸両植物防疫所、農林水産研修所、関東農政局、木曾川水系土地改良調査管理事務所、新濃尾農地防災事業所、森林技術総合研修所、北海道、東北、近畿中国各森林管理局

(注5) 474台 1枚のETCカードを複数台の公用車で利用している場合も、利用した公用車の台数を計上している。

(注6) 農林水産本省等16機関 農林水産本省、横浜、名古屋、神戸各植物防疫所、農林水産研修所、関東農政局、北海道農政事務所、木曾川水系土地改良調査管理事務所、新濃尾農地防災事業所、森林技術総合研修所、北海道、東北、関東、近畿中国、四国各森林管理局、瀬戸内海漁業調整事務所

(注7) 試算 所在地が東京都及び神奈川県である機関が保有する公用車は首都高速道路株式会社の有料道路を、所在地が大阪府及び兵庫県である機関が保有する公用車は阪神高速道路株式会社の有料道路を、所在地が上記以外の都道府県である機関が保有する公用車は東日本、中日本、西日本各高速道路株式会社の有料道路を利用することとして試算した(首都及び阪神両高速道路株式会社においては、ETCマイレージサービスを実施していないため、両高速道路交通網内に所在する事務所等が保有する公用車は、ETCマイレージサービスのポイント算出の対象に含めていない。)

## 3 農林水産省が講じた改善の処置

同本省は、3年9月、各機関に対して事務連絡を発出して、公用車による高速自動車国道等の利用について、利用実態等を踏まえて、より経済的な割引制度を利用して、経費削減を徹底するよう周知するなどの処置を講じた。